

障害福祉分野就職支援金貸付申請等の手続き

☆申請から貸付までの流れ☆

- ① 次のいずれかの研修を受講し、修了した方
 - 介護職員初任者研修 ○居宅介護職員初任者研修
 - 障害者居宅介護従事者基礎研修 ○行動援護従事者養成研修
 - 重度訪問介護従事者養成研修(基礎、統合及び行動障害支援いずれかの過程と応用を受講すること)
 - 同行援護従事者養成研修(基礎、応用を受講すること)

※就労と同時に研修を受講し、事後に研修修了証を提出すれば対象となりますので、事前にお問い合わせください。
- ↓
- ② 障害者サービス事業所若しくは施設に就労
- ↓
- ③ 貸付の申請をおこなう
(申請書、障害福祉分野就職支援金利用計画書、業務開始届等を静岡県社会福祉協議会に提出)
- ↓
- ④貸付決定(貸付決定通知が郵送されます)
- ↓
- ⑤借用証書、誓約書、振込口座申込申請書の提出
※決定通知着後15日以内に静岡県社会福祉協議会に提出
- ↓
- ⑥申請者の指定口座へ就職支援金が振り込まれます
- ↓
- ⑦現況届の提出(毎年11月)
- ↓
- ⑧障害者福祉職員として2年間引き続き従事した場合、修学資金等返還債務免除申請書、業務従事期間証明書を静岡県社会福祉協議会に提出



※2年間障害福祉職員として従事しなかった場合は、返還となります。

※住所・氏名の変更、勤務先を退職、病気等で従事できなくなった時などには、各種届出が必要です。

◎詳細は、静岡県社会福祉協議会 生活支援部生活支援課 までお問合せください。

電話 (054)254-5244